

地方独立行政法人大阪市立工業研究所レーザー光線障害防止規程

制定 平成20年4月1日 規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、レーザー光線による障害防止対策要綱（厚生労働省労働基準局長発、昭和61年1月27日付け基発第39号及び平成17年3月25日付け基発第0325002号）に基づき、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「研究所」という。）において、レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務に従事する者の、レーザー光線による障害（以下「レーザー光線障害」という。）を防止することを目的とする。

(要綱)

第2条 理事長は、研究所においてこの規程を実施するために、地方独立行政法人大阪市立工業研究所レーザー光線障害防止要綱（以下「要綱」という。）を策定する。

(用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 役員、職員及び契約職員並びに研究所の業務を行う者であって、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 職員等以外の者 研究所において、受託研究員、研修員、実習学生など職員等以外で作業や実習を行う者をいう。
- (3) レーザー光線 特定の物質に人工的に光や放電などの強いエネルギーを与えて励起させ、それが元に戻るときに発生する電磁波を誘導放射の過程により増幅させたものをいう。
- (4) レーザー機器 レーザー光線を計測、通信、加工などに利用するための機器をいう。レーザー機器は、レーザー発振器、レーザー光路、加工テーブル、制御装置、電源装置などから構成される。
- (5) レーザー機器のクラス 日本工業規格C6802「レーザー製品の安全基準」の「8.クラス分け」によるものとする。

(適用範囲)

第4条 この規程は、クラス3R（400nm～700nmの波長域外のレーザー光線を放出するレーザー機器に限る。）、クラス3B及びクラス4のレーザー機器を用いて行う業務に適用する。

2 前項にかかわらず、第12条に規定する機器の新設・改廃の届出及び第18条に規定する事故・危険時の措置は、すべてのクラスのレーザー機器及びそれらを用いて行う業務に適用する。

(安全衛生管理体制)

第5条 理事長は、レーザー光線障害を防止するため、地方独立行政法人大阪市立工業研究所安全衛生管理規程（以下「安全衛生管理規程」という。）に定める総括安全衛生責任者の下に次の担当者を設置し、安全衛生管理体制の整備を図る。レーザー光線障害防止のための安全衛生管理体制は別表のとおりとする。

- (1) レーザー光線障害防止担当衛生管理者 1名
- (2) レーザー光線障害防止責任者（以下「障害防止責任者」という。） 1名
- (3) レーザー機器管理者（以下「機器管理者」という。） レーザー機器ごとに1名

2 理事長は、前項の担当者を職員等に周知する。

(レーザー光線障害防止担当衛生管理者)

第6条 総括安全衛生責任者は、安全衛生管理規程に定める衛生管理者の中からレーザー光線障害防止担当衛生管理者(以下「衛生管理者」という。)を選任する。

2 衛生管理者は、レーザー光線障害を防止するため、次の事項を行う。

- (1) 障害防止責任者に対する助言又は指揮
- (2) 総括安全衛生責任者に対する答申又は意見の具申
- (3) この規程及び要綱の改廃
- (4) その他必要な事項

(障害防止責任者)

第7条 障害防止責任者は、レーザー機器の取扱い及びレーザー光線障害の防止について十分な知識と経験を有する職員等の中から、総括安全衛生責任者が選任する。

2 障害防止責任者は、衛生管理者の助言又は指揮のもと、及び必要に応じて当該機器の機器管理者と協議のうえ、次の事項を行う。

- (1) レーザー光線障害の防止対策に関する計画の作成及び実施
- (2) 機器管理者の選任及び機器管理者に対する助言又は指揮
- (3) 第13条に規定する、レーザー機器から発生するレーザー光線にさらされるおそれのある区域(以下「管理区域」という。)の設定及び管理
- (4) 第17条に規定する、レーザー機器のうち、特にレーザー光線障害の発生するおそれが高い機器の指定
- (5) 保護具の使用状況の監視
- (6) 第10条に規定する、レーザー機器の取扱い又はそれに付随する業務(以下「レーザー機器取扱」という。)に従事する者の届出の受理と名簿の整備
- (7) 第11条に規定する、職員等以外の者のレーザー機器取扱に対する許可
- (8) 第16条に規定する、レーザー機器取扱に従事する職員等又は職員等以外の者(以下「取扱者」という。)に対する教育・訓練及びその記録の保管
- (9) この規程及び要綱の改廃
- (10) レーザー機器の異常及び事故原因の調査
- (11) その他必要な事項

3 障害防止責任者は、衛生管理者と協議のうえ、総括安全衛生責任者に対し、レーザー光線障害の防止のための答申又は意見の具申を行う。

(意見の尊重)

第8条 総括安全衛生責任者は、衛生管理者又は障害防止責任者が行う答申又は意見を尊重しなければならない。

(機器管理者)

第9条 機器管理者は、レーザー機器ごとに、当該機器の保守、点検、管理及び取扱者に対する指導などを行わせるため、職員等の中から障害防止責任者が選任する。

2 機器管理者は、障害防止責任者が行う助言又は指揮のもとに、次の事項を行う。

- (1) 当該機器の保守、点検及び管理並びに障害防止責任者に対する点検結果の報告
- (2) 当該機器に関する帳簿の整備
- (3) 当該機器に関する申請又は届出
- (4) 当該機器の安全な使用方法に関する取扱者に対する指導及び教育・訓練
- (5) 当該機器を作動させるためのキーの管理
- (6) 当該機器に備えられた保護具の点検、整備及び取扱者に対する使用方法の指導
- (7) 当該機器を含む管理区域の設定への参画
- (8) 当該機器の異常及び事故原因調査への参画

(9) この規程及び要綱の改廃への参画

(10) その他必要な事項

(職員等のレーザー機器取扱)

第10条 レーザー機器取扱に従事する職員等は、要綱の定めるところにより、あらかじめ障害防止責任者に届出て、受理されなければならない。

(職員等以外の者のレーザー機器取扱)

第11条 職員等以外の者がレーザー機器取扱に従事するときは、要綱の定めるところにより、当該機器の機器管理者を通じて、あらかじめ障害防止責任者に願い出て、許可を得なければならない。

(レーザー機器の新設又は改廃)

第12条 レーザー機器を新たに設置又は改廃する者は、要綱の定めるところにより、あらかじめ障害防止責任者に届出なければならない。

(レーザー機器及び管理区域に関わる措置)

第13条 障害防止責任者は、当該機器の機器管理者と協議のうえ、レーザー機器又は管理区域に関して次の措置を講じなければならない。

- (1) レーザー光路は、作業者の目の高さを避けて設置すること
- (2) レーザー光路は、可能な限り短く、折れ曲がりの数を最小にし、歩行路その他の通路と交差しないようにするとともに、可能な限り遮蔽すること
- (3) レーザー光路の末端は、適切な反射率及び耐熱性を持つ拡散反射体又は吸収体とすること
- (4) レーザー機器には、適切な緊急停止スイッチを設けること
- (5) レーザー機器が使用中であることが容易に確認できる表示を行うこと
- (6) レーザー機器の高電圧部分には、その旨を表示するとともに、当該部分に接触することによる感電の危険を防止するための措置を講じること

2 障害防止責任者は、レーザー機器の周辺又は管理区域の出入り口など適切な場所に、次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 障害防止責任者及び当該機器の機器管理者の氏名及び連絡先
- (2) レーザー機器の設置及び関係者以外の者の立ち入りを禁止することを示す表示
(取扱者の遵守事項)

第14条 取扱者は、当該機器の機器管理者が行う指導及び次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該機器の正しい使用方法を熟知すること
- (2) 当該機器の波長やエネルギー密度に応じた有効な遮光保護メガネを着用し、皮膚の露出が少なく燃えにくい作業衣を着用するなど、レーザー光線障害を防止するための適切な措置を講じること
- (3) 作業開始前にレーザー光路、遮蔽装置及び保護具などの点検を行うこと
- (4) 帳簿に必要事項を記入すること
- (5) 管理区域及び当該機器の周囲を常に整理し、不必要な機器などを持ち込まないこと
- (6) 管理区域内には、爆発性の物、引火性の物などを持ち込まないこと
- (7) レーザー機器を使用するときは、適切な防御措置を講じ、みだりに人を近づけないこと
(機器の点検及び整備)

第15条 機器管理者は、要綱の定めるところにより、当該機器を設置したとき、当該機器の構造を大幅に変更したとき、及びその後1年を超えない期間ごとに少なくとも1回、定期点検を行い、その記録を障害防止責任者に提出しなければならない。

2 障害防止責任者は、定期点検以外に必要なに応じて機器管理者に点検を実施させることがで

きる。

3 障害防止責任者は、点検の結果、使用が適当でないと認める場合、当該機器の使用を中止させるとともに、総括安全衛生責任者に報告しなければならない。

4 総括安全衛生責任者は、使用が適当でないと報告された機器について、衛生管理者、障害防止責任者、又は、当該機器の機器管理者と協議のうえ、補修など適当な措置を講じなければならない。

(教育及び訓練)

第16条 障害防止責任者は、取扱者に対して、次の事項に関する教育及び訓練を行わなければならない。ただし、(3)～(5)の各号については、当該機器の機器管理者が実施するものとする。

- (1) レーザー光線の性質及び有害性
- (2) 関連する法令及びこの規程に関すること
- (3) レーザー機器の原理、構造及び取扱いに関すること
- (4) 安全装置及び保護具の性能及びこれらの取扱い方法
- (5) 緊急時の措置及び退避

2 障害防止責任者は、取扱者に対する教育及び訓練の記録を保管する。

3 障害防止責任者が必要と認める場合は、随時、取扱者に対する教育及び訓練を実施する。

(健康診断)

第17条 障害防止責任者は、衛生管理者及び当該機器の機器管理者と協議のうえ、レーザー機器のうち、特にレーザー光線障害の発生するおそれが高い機器を指定することができる。

2 総括安全衛生責任者は、前項で指定されたレーザー機器のレーザー機器取扱に従事する旨の届出又は願い出があった場合、当該機器の使用を開始する前に視力検査、前眼部（角膜、水晶体）検査及び眼底検査を受診させなければならない。

(事故、危険時の措置)

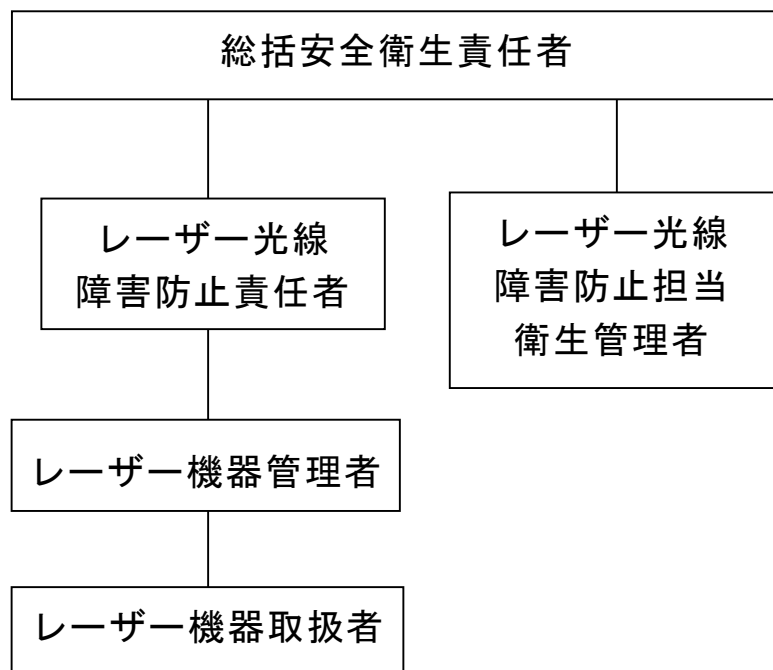
第18条 事故や災害等の事態により、レーザー光線障害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合（以下「緊急事態」という。）、次の各号に従って、それぞれ臨機の措置を講じなければならない。

- (1) 緊急事態を発見した者は、レーザー機器を停止する等の適切な処置を講じるとともに、速やかにその旨を衛生管理者、障害防止責任者、又は当該機器の機器管理者に通報しなければならない。
- (2) 前項の通報を受けた者は、レーザー機器を停止する等の適切な処置を講じるとともに、速やかに総括安全衛生責任者に通報しなければならない。
- (3) 総括安全衛生責任者は、レーザー光線障害を受けたおそれがある者について、速やかに医師による診断又は処置を受けさせなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第5条関連）



レーザー光線障害防止のための安全衛生管理体制